

屋外広告物の安全対策の強化について【概要】

☆ 2021年（令和3年）12月22日から施行

● 管理義務の明確化

広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者、管理する者、広告物・掲出物件の所有者・占有者に対して、これらに関する補修、除却その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持することが義務付けられました。

「所有者」・・・広告が表示される建物や工作物等の物件を所有する者

→ 掲出物件が設置されたビルのオーナー、看板等のオーナー など

「占有者」・・・広告が表示される建物や工作物等の支配権を有し、実際に使用収益している者

→ 掲出物件を賃借し、広告物を表示している広告代理店や民間業者 など

☆ 2023年（令和5年）4月1日から施行

1 管理者（特定の資格を有する者）の設置を規定

広告物・掲出物件の設置者は、広告物若しくは掲出物件自体の高さが4mを超えるもの又は表示面積が10㎡を超えるものについて、特定の資格を有する管理者を設置することが必要となりました。

※直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの及び光を投影して表示するものは除く。

◆管理者の資格

上記の広告物に関する管理者は、次のいずれかの資格を有する者に限られます。

● 屋外広告士

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者

● 建築士

建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

● 電気工事士

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士

● 電気主任技術者

電気事業法（昭和39年法律第170号）第44項第1項第1号から第3号に規定する主任技術者免状の交付を受けている者

● 上記に掲げる者と同等以上の知識を有すると市長が認める者

公益社団法人日本サイン協会及び一般社団法人日本屋外広告業団体連合会が実施する点検技能講習の修了者

2 管理者（特定の資格を有する者）による安全点検の義務化

広告物・掲出物件の設置者は、管理者（特定の資格を有する者）の設置が必要な広告物・掲出物件について、当該広告物・掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化状況等を、管理者（特定の資格を有する者）に点検させることが必要となりました。

3 管理者（特定の資格を有する者）による点検の報告を義務化

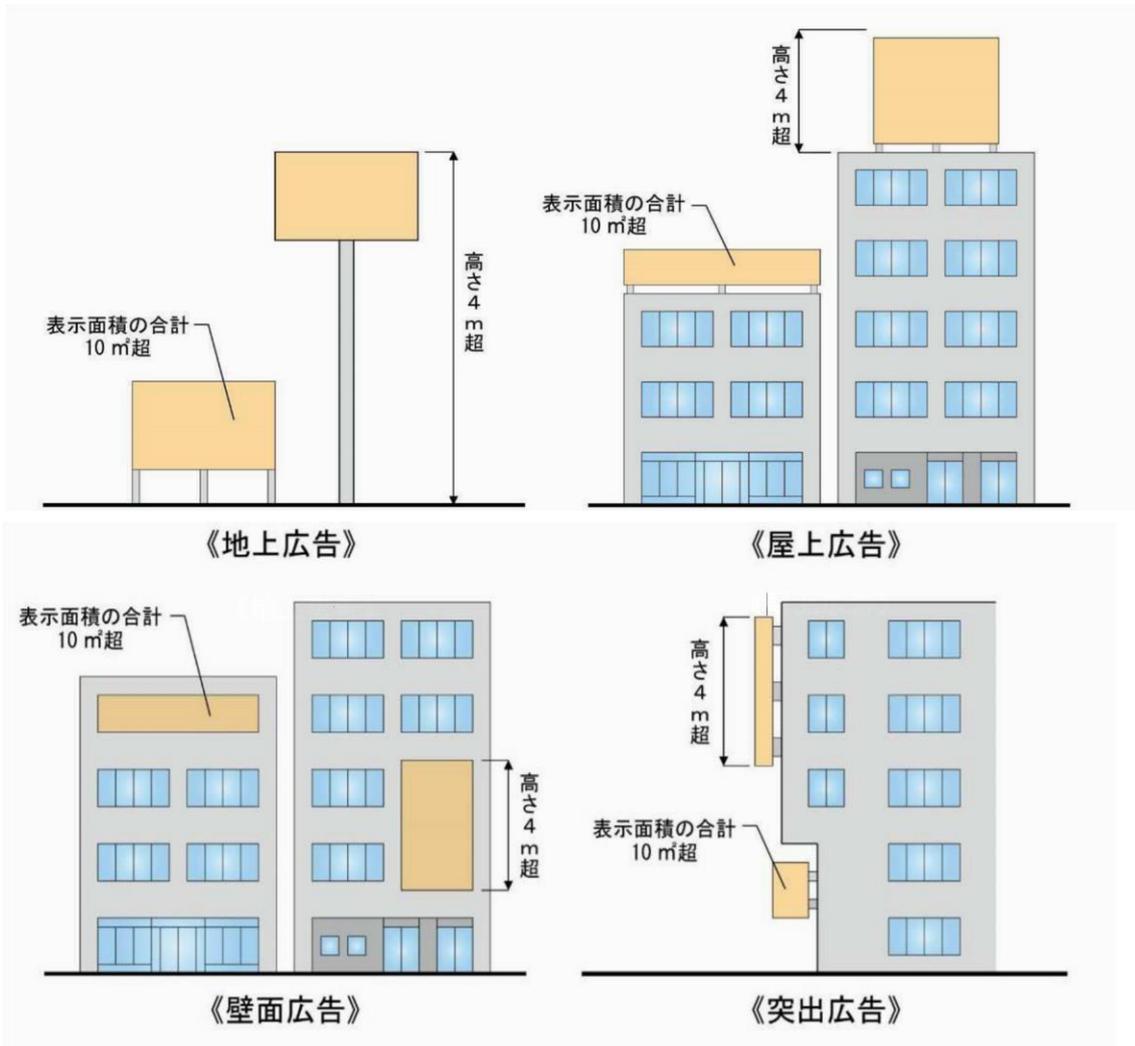
管理者（特定の資格を有する者）の設置が必要な広告物等（二点検が必要な広告物等）の継続許可を受けるには、許可期間の更新申請時に添付書類として「屋外広告物安全点検報告書（許可満了日以前3か月以内のもの）」を提出することが必要となりました。

点検報告書の提出は、表示・設置から5年経過後（6年目）の許可更新時からとし、それ以降は3年ごとに必要となります。

（例）新規申請を行って新設し、5年を経過した広告物の場合

6年目、9年目、12年目・・・（以降3年毎）の許可更新時に屋外広告物安全点検報告書の添付が必要

《管理者（特定の資格を有する者）による安全点検の対象となる広告物等の例》



※直塗のもの、シートを直接貼り付けるもの、光を投影して表示するものは除きます。

＜点検項目＞

- ①基礎部のぐらつき、裂傷等
- ②支持部・取付部の変形、腐食、損傷等
- ③ボルト・ビスのサビ、ゆるみ、欠落等
- ④広告板面・文字等の破損、変形、変色、欠落及び枠組み部材の破損等
- ⑤照明等電気設備の取付け状態、異常等

詳しい内容・様式等は、福山市のホームページをご覧ください。

福山市建設局土木部土木管理課 TEL/084-928-1079